

令和5年4月11日

総合政策局運輸審議会審理室

## 「京浜急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和5年1月18日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表します。

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

### ○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田

直通：03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 海老澤、石垣

(代表) 03-5253-8111 (内線 40652、40634)、(直通) 03-5253-8543

申請者	京浜急行電鉄株式会社
事案の種類	鉄道事業における旅客運賃の上限設定の認可
事案の内容 (概要)	○改定率 10.8%  普通旅客運賃 10.7%  定期旅客運賃 11.0%  (通勤：11.9%、通学：据置)  ○初乗り運賃（上限運賃）  3キロまで： 1円単位 136円→150円  10円単位 140円→150円
運輸審議会答申	認可することが適当

国 運 審 第 3 号  
令和5年4月11日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

京浜急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の  
上限変更の認可申請について

令5第4001号

令和5年1月18日付け国鉄事第559号をもって諮問された上記の  
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

京浜急行電鉄株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、平成7年9月1日から、消費税に係る運賃改定を除いて27年余にわたり、現行運賃を実施しているものである。新型コロナウイルス感染症の拡大前においては、横須賀市や三浦市において人口の減少傾向はみられたものの、羽田空港アクセス関連の利用が増加傾向であったこともあり、その収支状況も堅調に推移していた。

しかし、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出自粛や通勤客のテレワークへの移行といった行動様式の変容や、同空港の利用者数の激減等がみられた。

これらの影響を受け、令和元年度には106.5%であった収支率は、令和3年度には82.3%に下落するなど、収益の悪化が著しい。

申請者は、今後、事業構造変革を進め、固定費の抜本的な削減を進めることとしているが、令和2年度からは沿線全体で生産年齢人口が減少に転じるとともに、テレワークといった新たな行動様式が一定程度定着すると見込まれることなど、申請者を取り巻く経営環境は大きく変化している状況にある。

このため、必要な設備投資を実施し、今後も持続的に安全・安心な輸送サービスを提供していくためには不足する費用の一部について利用者に負担を求める必要があるとして、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正

な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、鉄道事業法第16条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行い、申請者から意見聴取を行ったほか、現地視察を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については当審議会の職権による公聴会の開催を決定したものの、一般公述の申出がなかったことから、開催の取消を行っている。

平年度（原価計算期間）である令和6年度から令和8年度までの3年間の収入算定の基礎となる現行運賃を維持した場合の総収入は合計216,910百万円、適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は239,262百万円と推定されるので、差引き22,352百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は237,788百万円、適正な総括原価は239,262百万円と推定されるので、差引き1,474百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 申請者は、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた需要見通しについて、利用者の行動様式の変容により、一部の路線等を除き、コロナ禍前の需要への回復は見通せないとしている。この点については、券種や利用目的ごとに、申請者が沿線利用者を対象として実施したアンケート調査の結果等も考慮したものであり、かつ所管局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内であることを勘案すると、合理性が認められる。さらに、申請者には、令和元年9月に神奈川新町駅付近で発生した踏切事故等の教訓も踏まえ、安全・安心な輸送サービスを追求する姿勢が見られた。

これらを踏まえ、持続的に安全・安心な輸送サービスを提供するために必要となる設備投資の継続を前提とする原価を推定した結果、本

件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記 2. の認可基準に適合するものと認められる。

したがって、鉄道事業法第 16 条第 1 項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

## 要望事項

新型コロナウイルス感染症については、感染症対策としての法的な位置づけの変更等の動きはあるが、引き続き、その影響については先行き不透明な状況が続いている。京浜急行電鉄株式会社の鉄道事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、羽田空港の利用状況等により、想定された旅客輸送量と実績が乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、本件申請の認可にあたり、鉄道事業法第54条第1項及び第2項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。

また、付された期限までの間の京浜急行電鉄株式会社の経営実績について、実績が想定された収支率となっているかの検証結果及び計画された設備投資への取組状況について、毎年、書面で提出されたい。

## 別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

### 1 鉄道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

#### 1円単位運賃

3キロメートルまで150円、3キロメートルを超え6キロメートルまで180円、6キロメートルを超え10キロメートルまで228円、10キロメートルを超え15キロメートルまで277円、15キロメートルを超え20キロメートルまで313円、20キロメートルを超え25キロメートルまで347円、25キロメートルを超え30キロメートルまで403円、30キロメートルを超え35キロメートルまで455円、35キロメートルを超え40キロメートルまで510円、40キロメートルを超え45キロメートルまで566円、45キロメートルを超え50キロメートルまで620円、50キロメートルを超え55キロメートルまで667円、55キロメートルを超え60キロメートルまで710円、60キロメートルを超え65キロメートルまで740円、65キロメートルを超え67キロメートルまで740円

#### 10円単位運賃

3キロメートルまで150円、3キロメートルを超え6キロメートルまで180円、6キロメートルを超え10キロメートルまで230円、10キロメートルを超え15キロメートルまで280円、15キロメートルを超え20キロメートルまで320円、20キロメートルを超え25キロメートルまで350円、25キロメートルを超え30キロメートルまで410円、30キロメートルを超え35キロメートルまで460円、35キロメートルを超え40キロメートルまで510円、40キロメートルを超え45キロメートルまで570円、45キロメートルを超え50キロメートルまで620円



円、50キロメートルを超え55キロメートルまで670円、55キロメートルを超え60キロメートルまで710円、60キロメートルを超え65キロメートルまで740円、65キロメートルを超え67キロメートルまで740円

## 2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

### 通勤定期旅客運賃（1か月）

1キロメートルまで4,950円、1キロメートルを超え2キロメートルまで5,490円、2キロメートルを超え3キロメートルまで6,020円、3キロメートルを超え4キロメートルまで6,550円、4キロメートルを超え5キロメートルまで6,980円、5キロメートルを超え6キロメートルまで7,430円、6キロメートルを超え7キロメートルまで7,860円、7キロメートルを超え8キロメートルまで8,290円、8キロメートルを超え9キロメートルまで8,730円、9キロメートルを超え10キロメートルまで9,160円、10キロメートルを超え11キロメートルまで9,590円、11キロメートルを超え12キロメートルまで9,940円、12キロメートルを超え13キロメートルまで10,280円、13キロメートルを超え14キロメートルまで10,620円、14キロメートルを超え15キロメートルまで10,960円、15キロメートルを超え16キロメートルまで11,280円、16キロメートルを超え17キロメートルまで11,610円、17キロメートルを超え18キロメートルまで11,920円、18キロメートルを超え19キロメートルまで12,230円、19キロメートルを超え20キロメートルまで12,540円、20キロメートルを超え21キロメートルまで12,850円、21キロメートルを超え22キロメートルまで13,100円、22キロメートルを超え23キロメートルまで13,350円、23キロメートルを超え24キロメートルまで13,600円、24キロメートル

ルを超え25キロメートルまで13,850円、25キロメートルを超え26キロメートルまで14,100円、26キロメートルを超え27キロメートルまで14,320円、27キロメートルを超え28キロメートルまで14,540円、28キロメートルを超え29キロメートルまで14,760円、29キロメートルを超え30キロメートルまで14,980円、30キロメートルを超え31キロメートルまで15,200円、31キロメートルを超え32キロメートルまで15,400円、32キロメートルを超え33キロメートルまで15,600円、33キロメートルを超え34キロメートルまで15,800円、34キロメートルを超え35キロメートルまで16,000円、35キロメートルを超え36キロメートルまで16,200円、36キロメートルを超え37キロメートルまで16,390円、37キロメートルを超え38キロメートルまで16,580円、38キロメートルを超え39キロメートルまで16,770円、39キロメートルを超え40キロメートルまで16,960円、40キロメートルを超え41キロメートルまで17,150円、41キロメートルを超え42キロメートルまで17,330円、42キロメートルを超え43キロメートルまで17,510円、43キロメートルを超え44キロメートルまで17,690円、44キロメートルを超え45キロメートルまで17,870円、45キロメートルを超え46キロメートルまで18,050円、46キロメートルを超え47キロメートルまで18,220円、47キロメートルを超え48キロメートルまで18,390円、48キロメートルを超え49キロメートルまで18,560円、49キロメートルを超え50キロメートルまで18,730円、50キロメートルを超え51キロメートルまで18,900円、51キロメートルを超え52キロメートルまで19,050円、52キロメートルを超え53キロメートルまで19,200円、53キロメートルを超え54キロメートルまで19,350円、54キロメートルを超え55キロメートルまで19,500円、55キロメートルを超え56キロメートルまで19,650円、56キロメートルを超え

57キロメートルまで19,770円、57キロメートルを超え58キロメートルまで19,890円、58キロメートルを超え59キロメートルまで20,010円、59キロメートルを超え60キロメートルまで20,130円、60キロメートルを超え61キロメートルまで20,250円、61キロメートルを超え62キロメートルまで20,350円、62キロメートルを超え63キロメートルまで20,450円、63キロメートルを超え64キロメートルまで20,550円、64キロメートルを超え65キロメートルまで20,650円、65キロメートルを超え66キロメートルまで20,750円、66キロメートルを超え67キロメートルまで20,850円

通学定期旅客運賃（1か月）

現行の運賃の上限を据え置きとする。